

変化する戦略環境と海上自衛隊

— 「戦略三文書」を海洋領域で具現する —

海上幕僚監部防衛部防衛課／

海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部

はじめに

国際社会が多極化あるいは大国間競争の時代に入ったとされて久しい。冷戦終結からの三十有余年を振り返ると、東西冷戦の終結とソビエト連邦の崩壊に伴い、米国が政治・経済・軍事において圧倒的なパワーを有する時代に入った。その後、21 世紀に入るといわゆる「テロとの戦い」が長期化した。米国に挑戦し得る主権国家が出現したわけではなかった。国際システムの観点からみれば、1990 年代から 2000 年代初頭にかけての約 20 年間は米国の「一極構造」であったが、2010 年前後にこの状況に変化が生じた。2008 年の「リーマン・ショック」に伴う経済・金融の混乱を契機に米国の相対的国力低下が論じられるようになり、代わって中国の経済的・軍事的な台頭が注目されるようになった。その間も中東におけるテロや紛争は沈静化することなく、更には 2014 年のロシアによるクリミア半島「併合」により、冷戦終結後、兵力や国防費を縮小する傾向にあった欧州においても国家間の対立と紛争がエスカレートしている。

防衛白書冒頭の防衛大臣巻頭言において、「安全保障環境が厳しさを増している」旨の認識が長年にわたり示されてきたとおり、我が国は世界に先駆けてアジア地域の安全保障上のリスクを認識し、それを同盟国・同志国に発信してきた¹。そうした中、昨今の情勢は国際社会のより深刻な分断と対立の激化を示している。インド太平洋地域では米中間の競争関係が長期化し、台湾海峡の平和と安定についての懸念が、国際社会全体において急速に高まっている。欧州地域では 2022 年 2 月に生じたロシアによるウクライナ

¹ 平成 19 年版防衛白書で「我が国の安全保障環境は引き続き厳しいものがあります」、という久間章生防衛大臣の見解が示されている。『平成 19 年版日本の防衛—防衛白書』防衛省・自衛隊、2007 (平成 19) 年 7 月 9 日。

また、「厳しさを増している」という表現が初出するのは、平成 22 年度防衛白書における北澤俊美防衛大臣の巻頭言における「わが国周辺の安全保障環境は厳しさを増しております」という箇所である。『平成 22 年版日本の防衛—防衛白書』防衛省・自衛隊、2010 (平成 22) 年 10 月 4 日。

侵略が烈度を保ちつつ長期化の兆候を示している。また、中東地域では2023年10月以降のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突により、現在も多くの人の命が失われ続けている。さらに、2023年11月以降、イスラエルに敵対するイエメン国内のホーシー派が、紅海やアデン湾において商船等への攻撃や拿捕を繰り返しており、グローバルな海上物流に混乱と損害を与え続けている。

このように洋の東西を問わず対立と紛争が激化する中、我が国は令和4年12月に「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」並びに「防衛力整備計画」を策定した（以後総称して「戦略三文書」という）²。そして、防衛省・自衛隊は、防衛予算の増額を受け防衛力の抜本的な強化に着手した。この背景には、「外交努力を尽くしても戦争に至ってしまうこと」があるという現実と、「戦争を未然に防ぐためには、守り抜く力が必要」という国際社会における自助努力（self-help）の原則がある³。防衛力は「我が国の安全保障を確保するための最終的な担保」であり、「他の手段では代替できない」のである⁴。

本稿は、こうした情勢を受け、『戦略三文書』を具現するために海上自衛隊として何をなすべきかとの問いを、海上防衛力整備の観点から海上幕僚監部防衛部防衛課と海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部の共同研究グループが考察したものである。

1 戦略目標（Ends）と分析の視座

本節では「国家防衛戦略」に示される7つの機能・能力を概観し、その意義を確認した上で、海上自衛隊としての戦略目標を導出する。

（1）7つの機能・能力

「国家防衛戦略」では防衛力の抜本的強化に当たって重視する機能・能力として、以下の7つを挙げる⁵。

- ① スタンド・オフ防衛能力
- ② 統合防空ミサイル防衛能力

² 「国家安全保障戦略について」、「国家防衛戦略について」、「防衛力整備計画について」2022（令和4）年12月16日国家安全保障会議決定、同日閣議決定。

³ 防衛省・自衛隊「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」2023（令和5）年3月、2頁。

⁴ 「国家安全保障戦略」11頁。

⁵ 「国家防衛戦略」17-22頁。

- ③ 無人アセット防衛能力
- ④ 領域横断作戦能力
- ⑤ 指揮統制・情報関連機能
- ⑥ 機動展開能力・国民保護
- ⑦ 持続性・強靱性

これらは、相手の能力と戦い方に着目し、新たな戦い方へ対応していくために必要不可欠な機能・能力である。防衛省・自衛隊が組織全体としてこれらの機能・能力を獲得・維持・発展させていく中で、海上自衛隊はこれに応じるための海上防衛力を迅速に整備する必要がある。そのためには、一貫したアプローチの下で有限の人的・物的更には時間という資源を効率的に配分していくことが重要である。また、それは単に新たな装備品を取得するといった取組に留まるものではなく、任務環境や社会環境の変化に応じて、組織の体制をも柔軟に変革し続けるものでなくてはならない。

(2) 海洋国家における 3 つの戦略目標

これら 7 つの機能・能力を獲得・維持・発展させるに当たり海上自衛隊としてどのようなアプローチをとるべきなのか、という点を明らかにするためには、いま一度、海上自衛隊の戦略目標を確認する必要がある。

まず、「国家防衛戦略」は我が国の防衛目標として以下の 3 つを掲げる⁶。

- ア 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
- イ 力による一方的な現状変更やその試みを抑止・対処し、早期に事態を收拾
- ウ 我が国への侵攻を我が国が主たる責任をもって対処し、阻止・排除

「国家防衛戦略」は、我が国が抑止と対処を可能とするために必要な機能・能力を備えた上で、力による一方的な現状変更やその試みを抑止し続けることができるよう、平素からの活動を通じて望ましい安全保障環境を能動的に創出することを防衛目標として掲げている。これらの防衛目標は、防衛省・自衛隊全体で達成すべきものであるが、そのためには防衛省・自衛隊を構成する陸・海・空自衛隊が、それぞれの任務や特性に応じて組織レベルの目標に落とし込む必要がある。

海上自衛隊の組織としての目標、つまり海上自衛隊の戦略目標を設定するに際し着目すべきは、四面環海の我が国の地理的特性、主として海において行動するという自衛隊法に基づく任務、そして、海洋から経済発展と

⁶ 同上、7 頁。

国家安全保障の基盤を国家に提供するというこれまで海上自衛隊が果たしてきた役割である。

これらの点から考えると、まず、海上自衛隊が抑止と対処を通じて守るべき対象とするのは「我が国の領域及び周辺海域」である。海上防衛力は主として海洋領域において国家防衛を果たすものであり、我が国の領域及び周辺海域を守ることは、海上防衛力を担う海上自衛隊にとって最も重要な戦略目標である。

また、貿易量(トン数ベース)の 99.6%を海上輸送が占める我が国にとって、海上交通は、平時から有事に至るあらゆる段階において我が国の社会・経済活動の基盤となるものであるとともに、有事における日米共同のロジスティクスや各種共同対処における実効性を担保するものでもある⁷。したがって、「海上交通の安全確保」も海上自衛隊にとって重要な戦略目標である。

加えて、一方的な現状変更やその試みを抑止し続けるためには、平素からの同盟国との協力や、同志国等との多層的な連携といった能動的な取組みが必要であり、「望ましい安全保障環境の形成」も重要な戦略目標となり得る。

以上から、海上自衛隊の戦略目標として以下の 3 つが導出される。

- A 我が国の領域及び周辺海域の防衛
- B 海上交通の安全確保
- C 望ましい安全保障環境の形成

これまでも海上自衛隊の戦略構想に関していくつかの論考が示されてきたが、それらが論じた海上自衛隊の戦略目標は、A～C の 3 点と軌を一にする⁸。一方、これらを掲げただけでは不十分であり、「国家防衛戦略」が重視する①～⑦の機能・能力を用いて「どのような方策により海上自衛隊の 3 つの戦略目標を達成するのか」という点を考える必要がある。

⁷ 日本海事広報協会編集『日本の海運 Shipping Now 2023-2024』日本海事広報協会、2023 年、12 頁。

⁸ 武居智久「海洋新時代における海上自衛隊－JMSDF in the New Maritime Era－」『波濤』第 34 巻第 4 号、2008 年、2-29 頁；齋藤聡「令和における海上自衛隊－その努力の方向性－」『海幹校戦略研究』第 10 巻第 1 号、2020 年、7-19 頁；大町克士「新たな時代のシーパワーとしての海上自衛隊」『海幹校戦略研究』第 11 巻第 1 号、2021 年、12-39 頁；また、これらが示す 3 つの目標は海上自衛隊が組織としてオーソライズしたものである。「自由で開かれた海洋に向けて－海上自衛隊戦略指針－」（「海自戦略指針」）海上自衛隊、<https://www.mod.go.jp/msdf/about/guideline/>、2024 年 1 月 11 日アクセス。

2 戦略目標実現の方策（Ways）

本節では、前節で示した海上自衛隊の戦略目標を実現するための方策について検討するとともに、その方策に必要な機能・能力について述べる。

（1）我が国の領域及び周辺海域の防衛

海洋国家が自身とその国益を守るとき、相手には海を利用させず、自国は海を自由に利用できるようコントロールすることが最も望ましい。それは海洋戦略理論において「制海（sea control）」と呼ばれる方策である。海洋国家である我が国においては、近海そして中東や米国等と我が国を結ぶ海上交通路の基点となる周辺海域は、常に自由にアクセスすることが不可欠な海域であり、制海を追求すべき海域といえる。

一方、攻撃力の長射程化といった科学技術の著しい発展及び強力な軍事力が海洋において競合する我が国周辺の情勢を考慮すると、我が国の国益に関わる海域全てをコントロールするという事は現実的ではない。したがって競合する海域（contested area）においては次善の策、すなわち自国で完全に海洋領域をコントロールすることはできないが、相手にも行動の自由を与えないことを目標とする方策が求められる。これは一般的に「領域拒否（area denial）」と呼ばれる⁹。

例えば冷戦末期、ソ連軍はバレンツ海やオホーツク海を戦略原潜(SSBN)のパトロールエリアとして聖域化し、米海軍部隊のアクセスを阻止することを企図した。このソ連海空軍戦略は海洋拒否（sea denial）と呼ばれた¹⁰。また、領域拒否の発想は「周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力（いわゆる「接近阻止／領域拒否」（「A2/AD」）能力）」と説明される中国の軍事戦略にも見て取れる¹¹。このように領域拒否は「相手に行動の自由を与えないこと」、あるいは「事態のエスカレーションを抑制しつつ相手に戦略目標を達成させないこと」といった目的を達成するために有効であり、我が国としても重視すべき方策の1つである。

⁹ 海上自衛隊は戦略目標を達成するために必要な作戦能力の1つとして領域拒否を掲げてきた。「海自戦略指針」。

¹⁰ Roger Barnett, "Soviet Maritime Strategy," Colin Gray and Roger Barnett eds., *Seapower and Strategy*, US Naval Institute Press, 1989, p. 314.

¹¹ 「国家防衛戦略」3頁。

以上に述べた制海と領域拒否を実現するためには、それを達成しようとする海域における脅威や烈度に応じて、適切なアセットと戦い方を用いることが必要となる。例えば、高い脅威下において制海や領域拒否を達成するには、相手の優位性を相殺するような非対称的なアセットや戦い方を用いることが重要となる。また、高い脅威とまでは言わないものの、一定程度の脅威が存在する海域において制海や領域拒否を達成するためには、海上作戦部隊が「分散機動運用等」によって私の残存性を確保しつつ攻撃力を発揮するといった戦い方が必要となる¹²。

このような戦い方を実現するには、長射程精密打撃力、対潜能力、艦隊防空能力等の海上作戦に必要な攻撃力と防御力に加え、目標の探知から攻撃に至る相手の攻撃プロセスを回避・妨害するためのステルス性、機動力、電子妨害能力、相手の攻撃による人的損耗を局限し私の継戦能力を維持するための「無人アセット防衛能力」を備えることが必要となる¹³。また、戦いにおいてこれらの機能・能力を発揮し続けるには、それを持続的に支えることのできるロジスティクスを備えることが必要となる。加えて、これらの機能・能力を最大限に発揮して作戦を遂行するためには、迅速な意思決定を可能とする優れた情報戦への対応能力及び指揮統制通信能力が必要となる。

さらに、制海や領域拒否の実現には、統合運用の実効性を向上させ、自衛隊全体の機能・能力を最大発揮させるという観点も重要である。例えば、防衛省・自衛隊は、「戦略三文書」に基づき「スタンド・オフ防衛能力」及び「統合防空ミサイル防衛能力」の強化を図ることとしている¹⁴。スタンド・オフ防衛能力等を活用した「反撃能力」も含め、これらの能力は統合運用の下で発揮されるものであるが、海洋を越えて我が国に向かってくる経空脅威や侵攻兵力を阻止・排除するという点で、海上防衛力が追求する制海や領域拒否の達成にも密接に関係する能力となる¹⁵。

¹² 「防衛力整備計画」13頁。

¹³ 「国家防衛戦略」9頁。

¹⁴ 「国家安全保障戦略」17頁；「国家防衛戦略」17-18頁；「防衛力整備計画」1-4頁；自衛隊は従前より総合ミサイル防空の取組を進めてきたが、極超音速兵器等の出現による経空脅威の多様化・複雑化・高度化を踏まえ、今後は統合防空ミサイル防衛能力として強化していく。『令和4年版日本の防衛—防衛白書』防衛省・自衛隊、2022(令和4)年7月22日、250-254頁。

¹⁵ 「国家安全保障戦略」17-18頁；「国家防衛戦略」9-10頁。

加えて、我が国の領域及び周辺海域への脅威を顕在化させないという抑止の観点からは、海上自衛隊の意思と能力を顕示し、不測の事態が生じた場合には即座に対処できるよう、平素からの警戒監視に係る能力が必要となる。

(2) 海上交通の安全確保

海上交通の安全を阻害する要因は、船舶の衝突事故、海賊・海上武装強盗による襲撃、武力紛争における攻撃、あるいは荒天のような自然現象まで様々に存在する。我が国においては、海上保安庁をはじめ、様々な機関や組織がそれぞれの役割を果たすことで、海上交通の安全を確保している。そのため、海上自衛隊が対応するのは、関係機関・組織の対応能力を超えるような事象が生じた場合である。例えば、烈度が高すぎるために防衛力以外では対応が困難な場合や、現場までの物理的距離という観点から海上自衛隊の艦艇や航空機でなければ到達できないといった場合が考えられる。ソマリア沖アデン湾における海賊対処行動や、中東地域における情報収集活動はまさに海上交通の安全確保を主たる目的とする活動である。

このような活動に必要とされるのは、所望の海域における船舶交通の状況を把握するための警戒監視能力、対応すべき状況が生じた場合に現場に迅速に駆けつけるための機動力、不安全要因を排除あるいは不安全要因から船舶を防護するための攻撃力や防御力といった対処能力、そしてこれらの能力発揮を支えるロジスティクスである。武力紛争のような烈度の高いケースを想定した場合、これら必要とされる機能・能力は前項に示した制海及び領域拒否を実現するための機能・能力と合致する。また、我が国の長大な海上交通路に鑑みれば、海上交通の安全を確保するための活動を、本国からのロジスティクス支援を受けることなく長期間にわたって実施することも当然ながら想定され、その際に必要となるのは、海上作戦部隊の自己完結性を含めた長期展開能力である。

一方、広大な海域に及ぶ我が国の海上交通の全域を、我が国が単独で守ろうとすることは現実的とはいえない。有事においては、同盟国等との共同・連携によって所要の海上交通を防護することが必要となる。また、海洋へのアクセスの自由と安定を維持し、国際公共財としての海洋を守るという観点から、国内の関係機関・組織との連携はもとより同盟国・同志国との平素からの協力・連携が重要となる。これらの共同・協力・連携の実効性を高め、海上自衛隊の能力を最大限に発揮するためには、関係機関や同盟国等との相互運用性の向上が重要となる。

(3) 望ましい安全保障環境の形成

「国家防衛戦略」の目標である「力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出」するために、望ましい安全保障環境の形成に取り組むことも海上自衛隊が果たすべき重要な役割である。安全保障環境は、様々な国際政治の主体の行動による結果として具現されるものであり、我が国にとって望ましい安全保障環境を形成するには、国内における様々な主体が、何が望ましいのか、あるべき状態なのかということについて具体的な行動で示し、その実績を積み重ねていく必要がある。また、海上自衛隊は、海外派遣等の活動を通じて我が国の外交活動の一端も担っている¹⁶。そのため、海上自衛隊には、インド太平洋地域の主要なアクターとしての影響力を保持・拡大し、我が国の外交に係る訴求力を高めることも求められる。

以上のように、我が国は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて政府一体となって取り組んでおり、特に海洋領域においては、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することを推進しなければならない。

これを実現するためには、インド太平洋を中心とした広範な地域・海域において我が国のプレゼンスを示し、我が国のメッセージを発信するための活動を積み重ねることが必要であり、例えば2017（平成29）年度以降継続している「インド太平洋方面派遣」（Indo-Pacific Deployment: IPD）のような海外派遣を継続的に実施することが重要である。その際、諸外国への戦略的寄港・寄航や諸外国軍等との共同訓練、演習等を通じた防衛協力・交流を実施することで、相互理解・信頼醸成を促進することも望まれる。このような活動を継続的に実施するには、海上防衛力に一定以上の活動量と行動域を確保できる艦艇・航空機と、その活動を安定的かつ持続的に支えることができるロジスティクスを備えることが必要となる。

3 海上防衛力整備の具体的手段（Means）

本節では、前節で導出した海上自衛隊の戦略目標を実現するための方策と、その方策に必要な機能・能力を踏まえ、これらを海上防衛力として整

¹⁶ 岸田総理大臣のインド世界問題評議会（ICWA）における総理政策スピーチ「インド太平洋の未来～『自由で開かれたインド太平洋』のための日本の新たなプラン～“必要不可欠なパートナーであるインドと共に”」外務省、2023（令和5）年3月20日、8頁。

備していく際に必要となる基本方針等を示した上で、海上防衛力整備として推進すべき主要な取組について提示する。

（1）海上防衛力整備上の基本方針

前節では有事と平素の両者を念頭に、海上自衛隊の戦略目標を達成するために必要な方策と機能・能力を導出したが、目標達成に最も重要なことは、海上自衛隊による対処を必要とする脅威が顕在化するのを防ぐことである。そのため、今後の海上防衛力整備を進めるに当たって重要になるのは、「戦略三文書」が念頭に置く「おおむね10年」の間におけるどの時点においても抑止が効いている状態、言わば「常続的な抑止」を具現することである。

いわゆる「グレーゾーンの事態」、低烈度の紛争、通常戦力による侵攻、そして弾道ミサイル攻撃まで、海上自衛隊が直面し得る事態には様々な烈度が想定される¹⁷。その中で、常続的な抑止を具現するためには、それぞれの状況や烈度に応じて適切に対処できるよう、艦艇や航空機等によって構成されるバランスの取れた「艦隊」を構築する必要がある。このような「艦隊」とそれを支えるロジスティクスを備えた海上防衛力を構築することは、多種多様な取組を必要とする大規模なプロジェクトである。しかし、防衛力の抜本的強化に取り組むという我が国の決断が、「戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境」によるという事実に戻れば、海上防衛力を整備していくにあたり直面する様々な困難や不都合な現実・事実に対し正面から向き合い、堅実に手を打ち、着実な改善を試み、いわゆる「弱点」を丹念に克服していくことを追求しなければならない¹⁸。

これらの基本方針の下、海上防衛力をどのように整備すべきか。まず取り組むべきは、現在の海上防衛力による抑止を十全なものにするため、現有装備品等の機能・能力を最大限発揮させることである。さらに、海上防衛力が過去から現在、そして将来の装備品の積み上げにより構築されるものであり、その整備にはある程度の時間を要することを考慮すれば、将来を見据えた海上防衛力の整備に係る取組についても直ちに着手しなければならない。すなわち、常続的な抑止を具現するには、「現在」の海上防衛力の機能・能力を最大発揮させるための整備と、「将来」に向けた海上防衛力の整備を同時並行的に進める必要がある。

¹⁷ いわゆる「グレーゾーンの事態」とは、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したもの。『令和2年版日本の防衛－防衛白書』防衛省・自衛隊、2020（令和2）年7月14日、41頁。

¹⁸ 「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」3-4頁。

そこで、「現在」の海上防衛力に係る整備の期間を「戦略三文書」策定から 5 年後の 2027 年度まで、「将来」に向けた海上防衛力の整備の期間を「戦略三文書」策定から概ね 10 年後までとし、それぞれの整備における進め方の方針（アプローチ）を「現有装備品等の充実・最大活用」及び「新たな戦い方への対応」と設定する。

(2) 現有装備品等の充実・最大活用

「戦略三文書」策定から 5 年後の 2027 年度までの期間において特に取り組むべきは、現有装備品等の充実と最大活用を図ることによって海上防衛力の実効性を高めることである。その狙いは、平素から整備した備え、すなわち常備をもって、平素から有事に至るあらゆる事態に即応するとともに、持続的に対処することのできる態勢を構築することにある。この「常備即応」と「持続対処」という考えを、現にある艦艇や航空機等によって構成される「艦隊」及びそれを安定的かつ持続的に支えるロジスティクスによって、速やかに体现する必要がある。また、強化された統合運用体制の下で「艦隊」の機能・能力を最大発揮するため、海上自衛隊としてより迅速な意思決定と持続的な部隊運用を可能とする体制を構築していく必要がある。

本アプローチにおいて重視すべきは以下の 6 点である。

第 1 に、IPD 等の平素からの活動に引き続き注力するために必要な活動量と行動域を確保するとともに、常時継続的な情報収集・警戒監視といった活動を通じて我が能力の高さと意思の強さを顕示するため、艦艇・航空機可動数等の更なる向上を目指す。

第 2 に、事態に即応し持続的に対処するため、ミサイルや魚雷といった弾薬等について引き続き所要数量の確保を目指す。同時に、弾薬等の維持・整備・保管といった機能について、より一層の向上を図る。

第 3 に、平素から有事に至るあらゆる段階において「艦隊」の活動を安定的かつ持続的に支えるため、艦艇・航空基地の機能強化を含むロジスティクスを充実強化する。同時に、民間力の活用と同盟国・同志国との共同・連携を推進することで、広域におけるハイテンポな作戦運用を支える基地・輸送・物流機能等の総合的な強化を図る。また、予備品等の適切な調達・

確保のための需給予測等の精緻化といった努力を継続するとともに、予算の適正かつ確実な執行等、事業管理に関する機能の更なる充実強化を図る¹⁹。

第4に、洋上での活動に必須である指揮通信能力の確実性を担保するため、抗たん性と柔軟性を更に強化した多層的な通信体系を構築する。その際、同盟国・同志国及び、海洋領域において連携が必要となる関係機関との相互運用性の向上に留意する。また、情報収集・分析等機能を強化するため、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）の実施に必要な UAV の導入についても検討を加速する。

第5に、「艦隊」の量的要素に加えて質的要素の更なる向上を図るため、従来に倍する速度で現有装備品の能力向上・性能改善に取り組む。そのため、実運用や演習等から得られた装備品の機能・能力に関する教訓等を円滑かつ迅速に改善するための PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）をこれまで以上に機能させる。

第6に、統合運用体制の下、迅速な意思決定と持続的な部隊運用を遂行可能な体制を構築するため、「艦隊」の指揮統制機能と情報戦への対応能力を強化する。そのため、シンプルな指揮系統を確立するべく各種の取組を推進するとともに、情報戦基幹部隊の新編に係る検討を進める。

（3）新たな戦い方への対応

第2のアプローチは、「戦略三文書」策定から概ね10年後までを目標とし、主として「国家防衛戦略」が重視する7つの機能・能力を獲得・維持・発展させることで、新たな戦い方に対応した海上防衛力の整備を目指すものである。

本アプローチにおける主要な取組は以下の7点である。

第1に、スタンド・オフ防衛能力の構築の更なる前倒しを行うため、トマホークを艦艇に装備する。これに加え、スタンド・オフ・ミサイルを搭載可能とする垂直発射型ミサイル搭載潜水艦の開発に係る取組も推進する。前述のとおり、スタンド・オフ防衛能力は、我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊に対して、その脅威圏外からの対処を可能とするものであるとともに、我が国の反撃能力の中核をなす能力でもある。防衛省・自衛隊とし

¹⁹ 防衛省「我が国の防衛と予算－防衛力抜本的強化『元年』予算－令和5年度予算の概要－」2022（令和4）年12月、4頁；「防衛力整備計画」30頁；防衛省「防衛力抜本強化の進捗と予算－令和6年度予算案の概要－」2023（令和5）年12月、5頁。

てこれらの能力の早期構築を図っていく中で、トマホークの取得はその嚆矢といえるものである²⁰。

第2に、統合防空ミサイル防衛能力及び艦隊防空能力の強化を図るため、イージス・システムを搭載する高機能艦艇の増勢を図る。高度な防空システムは現代及び将来の海上戦闘において欠くことのできない機能であり、統合防空ミサイル防衛能力はもとより、分散機動等の多様な海上作戦を可能とする観点からも重要な取組となる。

第3に、水中及び海上優勢の確保や人的資源の損耗を低減させるため、海上・水中領域における無人アセットを重視して整備を推進する。特に、今後の開発状況を踏まえつつ、艦艇と連携可能な無人水上航走体（USV）と各種無人水中航走体（UUV）の整備に向けた取組を進める。

第4に、領域横断作戦の基本となる海洋領域での作戦能力を強化するため、本項の第1から第3で示した取組に加え、脅威圏内において各種電子妨害を行うスタンド・イン・ジャマー等の取得を目指す。また、海上・航空作戦の幅を広げるため、戦闘機（F・35B）の運用を可能とする「いずも」型護衛艦の改修とそれに引き続く運用に係る取組を推進する。加えて、領域横断作戦の中でも特に重要な水中優勢を獲得・維持し得るよう、潜水艦部隊の強化に係る取組を、前述の無人アセットに係る取組と合わせて推進する。

第5に、統合運用の下、機動展開及び国民保護に対して必要な機能・能力を提供し得るよう、海上防衛力整備に係る他の取組も踏まえつつ、海上輸送能力や補給基盤等を含むロジスティクスの維持・強化に取り組む。

第6に、平素からの常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視等、増加する活動量に対応し、部隊運用の持続性を更に強化するため、「艦隊」の量的要素を拡充する。そのため、哨戒艦の導入、護衛艦（FFM）の増勢を推進する。また、平素から広域において活動する海上作戦部隊を持続的かつ効率的に支援するため、補給艦を増勢する。さらに、少子高齢化により人的資源の確保が厳しさを増す中でこれらの増勢に対応するため、艦艇・航空機の省人化・無人化を推進する。

第7に、海上防衛力が備えるべき機能・能力を体現する装備品の整備を従来にも増したスピード感で推進するため、装備品の早期取得と研究開発期間の短縮を図る²¹。そのため、研究開発に関しては、これまでよりも短期間

²⁰ 「スタンド・オフ防衛能力に関する事業の進捗状況について」防衛省、2024（令和6）年1月18日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/01/18b.html>。

²¹ 「防衛力整備計画」は、7つの重視分野に「防衛生産・技術基盤」と「人的基盤」の2分野を加えた9分野を掲げている。「防衛力整備計画」32頁。

での成果取得を目指し、現行の年単位の開発よりも更に迅速かつ柔軟な開発を実現すべく、関係機関等と連携を密にする。

おわりに

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の下で我が国の防衛力は質的に大きな変化を遂げつつある。本稿では、「戦略三文書」が示す 7 つの機能・能力を切り口として、海上自衛隊としての戦略目標とそれを達成するための方策、海上防衛力を整備する際の基本方針等を提示しながら、「戦略三文書」を具現するために海上自衛隊として何をなすべきかについて考察してきた。

海上自衛隊が備えるべき様々な機能・能力を海上防衛力として整備していく際、最も重要なのは常統的な抑止を具現するという点である。海上自衛隊は、「戦略三文書」が対象とする今後概ね 10 年におけるどの時点においても抑止が効いている状態を維持しながら、海上防衛力整備を迅速かつ着実に進めていかなければならない。そのために、実効性に優れ、かつ、バランスの取れた「艦隊」とロジスティクスを構築するとともに、そのために必要な取組を「我が国が自らの防衛力を抜本的に強化する」という決意の下で進めていくのである。海上自衛隊が取り組むべきことは本稿で提示したものに留まらない。例えば、人口減少と少子高齢化により募集対象者の人口が今以上に減少していくことが予想される中、人的基盤を強化するための各種施策についても、スピード感を持って検討していく必要がある。海上自衛隊は、あらゆる分野において「戦略三文書」の具現を追求しなければならない。

国際社会は我々の認識や理解を超えて非常に速いテンポで変化し、本論執筆時点(令和 6 年 2 月)で「戦略三文書」が公表されてから 1 年余りが経過したが、その間に冒頭に述べたようなパレスチナにおけるイスラエルとハマス等の武装勢力の戦闘をはじめ、国際情勢に大きなインパクトを及ぼす事象が複数生起している。防衛力整備は、将来を見据えながら、あるべき防衛力の姿を模索し構築しようとする取組であるが、世界は我々の想像を超えて変化する。我が国の安全保障を最終的に担保するという海上自衛隊の本質はこれからも変わることはないが、海上自衛隊はその役割を果たすため、安全保障環境の変化にスピード感をもって応じ、隙を見せることなく自らを絶えず変革し続けていくのである。